

我が国における主な労働関係紛争処理制度等

制度・機関	概要	対象となる主な紛争 ^(注1)				処理方法		取 扱 状 況	
		集団 紛争	個別 紛争	権利 紛争	利益 紛争	判定的 強制的	調整的 任意的		
企業内における自主的解決 の仕組み等	上司に対する 相談等	上司への相談等職場内外でのコミュニケーションを通じて、上司が労働者の日常的な不満、苦情等を察知し、対応する非公式的な手法である。							
	苦情処理機関 ・労使協議等	労働協約等により企業内に設置した苦情処理機関、労使協議手続等を通じて、労働者の不満、苦情等を処理する公式的な手法である。							
	団体交渉・労 働争議等	使用者と労働組合との間での団体交渉、さらには争議行為を通じて、労使間の紛争の解決を図る手法である。							
裁判外の紛争解決手段 (ADR)	民間団体等	弁護士会等	1. 労働相談 全国の弁護士会等の弁護士の団体、個々の弁護士等において、労働関係紛争についての相談を受け付け、情報提供、助言等を行っている。						弁護士会（東京三会・横浜・大阪・福岡） ・相談件数 2,229件（平成13年度） 日本労働弁護団（東京本部の電話相談（毎週火曜日及び木曜日に実施）） ・相談件数 1,059件（平成13年）
			2. 仲裁センターによるあっせん・仲裁 各地の弁護士会の「仲裁センター」において、第三者が紛争当事者の間に入って、和解による紛争解決のあっせんや仲裁を行っている。				(仲裁)	(和解)	仲裁センター（東京三会他8府県） ・受案件数 53件（平成12年度）
	労働組合等	各地の労働組合、使用者団体等において、相談を受け付け、情報提供、助言等を行っている。							連合（「何でも労働相談ダイヤル」） ・相談件数 4,279件（平成14年1～4月）
	その他	社会保険労務士（会）、コンサルタント等においても、相談を受け付け、情報提供、助言等を行っている。							社会保険労務士会（東京都会・労務相談） ・相談件数 107件（平成13年度）
行政機関	労働局 ^(注2)	1. 相談 全国の労働局等に開設されている「総合労働相談コーナー」において、労働者又は事業主に対して、情報の提供、相談その他の援助を行っている。							労働局（全国、平成13年10月～平成14年10月） ・全件数 544,687件 ・民事上の紛争 89,971件
		2. 助言・指導 都道府県労働局長は、当事者から紛争の解決について援助を求められた場合には、当事者に対して、必要な助言又は指導を行っている。							労働局（全国、平成13年10月～平成14年10月） ・受付件数 1,911件
		3. あっせん 労働局の紛争調整委員会は、当事者から申請があった場合には、紛争の解決案を作成・提示するなど、当事者間のあっせんを行っている。							労働局（全国、平成13年10月～平成14年10月） ・受案件数 2,115件

	都道府県・市町村	各地の地方公共団体（都道府県の労政事務所等）において、相談を受け付け、情報提供、助言等を行っている。					都道府県の労政事務所等 ・相談件数 170,448件（平成13年度）	
	労働委員会	1．個別労働関係紛争のあっせん等 地方労働委員会の中には、労働者又は事業主に対して、情報の提供、相談、あっせん等を行っているものがある。					地方労働委員会（平成14年1月まで） ・相談・助言 145件（6地労委） ・あっせん 83件（26地労委）	
		2．労働争議の調整 労働争議のあっせん、調停及び仲裁を行っている。			(仲裁)	労働委員会（中労委・全国地労委） ・新受件数 601件（平成13年）		
		3．不当労働行為の審査・救済 労働組合等の申立に基づき、使用者による不当労働行為の有無を審査し、不当労働行為がある場合には救済命令を発することとしている。			(命令)	(和解)	地方労働委員会（全国） ・新受件数 341件（平成13年）	
	裁判所	民事調停	簡易裁判所等において、当事者の申立に基づき、民事に関する紛争について調停を行っている。				労働関係の民事調停（東京簡裁） ・新受件数 114件（平成12年）	
訴訟手続（裁判所）	民事訴訟	1．通常訴訟				(判決)	(和解)	地方裁判所（全国） ・新受件数 2,119件（平成13年）
		2．少額訴訟 簡易裁判所において、30万円以下の金銭の支払を求める訴えについて、原則として1回の期日で審理を終え、直ちに判決の言渡しを行う訴訟手続である。				(判決)	(和解)	労働関係の少額訴訟（東京簡裁） ・新受件数 308件（平成13年）
	仮処分	当事者の申立に基づき、債権者に生ずる著しい損害や急迫の危険を避けるため、本案判決までの暫定措置として、債務者に一定の行為、給付等を命ずる裁判手続である。				(決定)	(和解)	地方裁判所（全国） ・新受件数 749件（平成13年）
	行政訴訟	労働委員会の救済命令については、裁判所に対して取消訴訟を提起することができる。（注3）				(判決)	(和解)	地方裁判所（全国・救済命令取消訴訟） ・新受件数 28件（平成13年）

〔備考〕

注1 対象となる主な紛争は、各制度等の特徴のおおよその傾向を示したものであり、対象となる紛争がこれらに限られるという趣旨ではない。

なお、表中の各紛争類型の意味は以下のとおりである。

- ・ 集団紛争：労働組合等の労働者の集団と使用者との間の労働関係に関する紛争
- ・ 個別紛争：個々の労働者と使用者との間の労働関係に関する紛争
- ・ 権利紛争：労使間の権利義務関係を設定する規範（法令、労働協約、就業規則、労働契約等）が存在する場合において、その解釈・適用をめぐる紛争
- ・ 利益紛争：労使間の権利義務関係を設定する規範が存在しない場合において、当事者間の利害の調整を行って、そうした規範（労働協約、労働契約等）を新たに設定しようとする紛争

注2 この他、労働基準監督署に対する申告も実質的に紛争処理の役割を果たしており、平成13年の申告受理件数は、34,056件（賃金不払：約70%、解雇：約21%）である。

注3 この他、公務員関係事件、労働保険の給付に関する事件等が行政訴訟で取り扱われる。

本資料は、各制度等のおおよその概要・傾向について、労働検討会でのヒアリング等をもとに、事務局において検討の参考として作成したものである。